

奈良市観光コンテンツ造成補助事業審査会要領

(設置)

第1条 奈良市観光コンテンツ造成補助事業を実施するに当たり、事業者等から公募した提案を審査するため、奈良市観光コンテンツ造成補助事業審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 審査会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、観光経済部次長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 観光戦略課長

(2) 奈良町にぎわい課長

(3) 産業政策課長

(4) 農政課長

5 全各項に定める者のほか、委員長は、専門的な知識経験を有する者に審査会に出席させ、又はその他の方法により意見を聴くことができる。

(委員長)

第3条 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。

(審査)

第4条 審査会の審査は、委員長が会議を招集して行う。ただし、委員長が、審査会の審査に付すべき事案につき、審査会の会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又は審査会の会議に付する必要があると認めるときは、持ち回りによる審査をすることができる。

(事案の説明)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、担当係員その他の職員を審査会の会議に出席させ、当該事案について説明させることができる。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、観光戦略課において行う。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要領は、令和3年10月1日から施行する。